

# 学科教本 訂正表

法改正に伴い、『学科教本』を下記のとおり訂正します。

## ◆ 4, 6ページ 主な用語の意味

P4	2.一般原動機付自転車
つぎに該当する原動機付自転車であって、特定小型原動機付自転車以外のものをいいます。	
●二輪のもの	総排気量50cc以下（構造上出しができる最高出力が4.0kW以下の原動機を有するものは125cc以下）または定格出力0.60kW以下
●三輪以上のもの	総排気量50cc以下または定格出力0.60kW以下、左右の車輪の間の長さが50cm以下で車室がないもの（三輪のものは車室がついてないもの）
●その他のもの	総排気量20cc以下または定格出力0.25kW以下

## ◆ 12, 96, 122, 143ページ

「懲役」「懲役、禁錮」→「拘禁刑」  
※拘禁刑とは、従来の懲役と禁錮を廃止し新たに創設された刑罰です。  
(改正刑法 令和7年6月1日施行)

## ◆ 17ページ 6 運転免許証などの確認

- 自動車や一般原動機付自転車を運転するときは、その車を運転することができる運転免許証または免許情報記録個人番号カード（以下、「マイナ免許証」という。）を携帯していること。（マイナ免許証についてはP115参照）
- 運転免許証に記載され、またはマイナ免許証に記録されている条件（眼鏡等使用（コンタクトを含む）など）を守っていること。

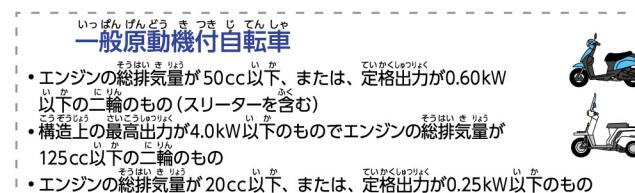
## ◆ 68ページ 3 法定速度



## ◆ 111ページ 2 運転免許証の携帯と提示

- 自動車や一般原動機付自転車を運転するときは、その車を運転することができる免許証またはマイナ免許証（以下「免許証等」という。）を常に携帯していかなければなりません。（マイナ免許証についてはP115参照）
- 違反行為や交通事故を起こしたりした際に警察官から免許証等の提示を求められたときは、これを提示しなければなりません。  
マイナ免許証を提示した場合に、警察官からそのカードに記録された特定免許情報（免許の種類や有効期間など）を確認するために必要な措置を受けることを求められたときは、これに応じなければなりません。

## ◆ 112ページ 2 第一種運転免許の種類



◆ 111, 114, 115, 116, 117, 120, 122, 125ページ 「免許証」「運転免許証」→「免許証等」

## ◆ 114ページ 1 運転免許証の記載事項の変更届け出など

免許を受けた人は、結婚や転居などで本籍や住所、氏名などに変更があった場合は、速やかに住所地（住所地の変更などのときは、変更した後の住所地）の公安委員会に変更を届け出て、変更のあったことについて記載または記録変更を受けなければなりません。



### Reference 参考

#### 免許証等の再交付

免許証等を紛失したり、盗まれたり、汚損や破損したときや記載事項の変更届け出をしたときは、住所地の公安委員会に再交付の申請をすることができます。（汚損や破損した人はその免許証等が必要です。）

※マイナ免許証は自治体の手続きも必要です。

#### マイナバーカードの有効期間

※マイナバーカードとマイナ免許証の有効期間は同じになります。  
マイナバーカードの券面に免許に関する事項は記載されません。  
それぞれの有効期間に注意しましょう。

## ◆ 115ページ 2 運転免許証の有効期間

- 新規に免許を取得した場合の免許証または免許情報記録（以下「免許証等」という）の有効期間は、適性試験を受けた日の後の3回目の誕生日から1ヶ月が経過する日までの期間です。

## ◆ 116ページ 6 運転免許の失効 , 117ページ 9 申請による運転免許の取り消し

「運転経歴証明書の交付」→「運転経歴証明書の交付や運転経歴情報の記録」

## ◆ 122ページ 5 運転免許証の返納

- つぎの場合は、速やかに免許証を住所地を管轄する公安委員会に返納またはマイナ免許証を保有する人は提示して免許情報記録の抹消を受けなければなりません。
- 免許が取り消されたとき
  - 免許が失効したとき
  - 免許証の再交付を受けた後、失くした免許証を発見または回復したとき（旧免許証は返納する）
  - 免許証等の有効期限が満了したとき（失効した場合を除く）

## ◆ 207ページ Reference 参考 保管場所の届け出について

### ● 保管場所標章」を削除。

※法改正（令和7年4月1日施行）により、保管場所標章は廃止になります。